

広聴の方法	性別	年代	地区	件名	キーワード	内容	対応	担当部	担当課	性質	基本方針	基本施策	市政への反映度
広聴広報課(電話)				夫のDV		高齢者の妻より相談があった。夫78歳が癌を患い、自暴自棄になって妻に暴力を振るうようになった。お前や死ねなどと暴言を吐かれることもあり困っているがどこに相談すればいいか。	公的機関が自宅訪問などをすれば少し効果があるように思い、女性相談に確認。相談を受けた場合、警察につないだり、アドバイスをしているが実際に家庭訪問などはしないとのことだった。 高齢者虐待ということで対応できるかどうか、包括支援センターに確認。家庭訪問が可能ということだったので、そちらの連絡先をお伝えした。 無事相談者と包括支援センターをおつなぎできたようである。(相談が多様化しており、どこに相談したらいいかわからないので大変ありがたいと感謝された。)	健康福祉部	高齢者支援課	質問	健康に暮らせる	高齢者福祉の充実	実施・改善予定
市民相談室(来室)	男	70代	川西	就業希望	福祉	養護老人ホームに住んでいるが、何か仕事ができないものかと思っている。 以前に事故で頭を打ち、てんかんがでるようになったが、少しくらいは働かなければいけないと思うようになった。 収入は年金があると思うが、自分では管理していないのでどれくらいあるかわからない。今の施設で特に不満があるわけではない。	ここではお身体が仕事ができる状態なのかわからないので、何とも言えません。施設のソーシャルワーカーなどに相談するのがいいと思います。 ⇒相談しても何もしてくれないと思うということなので、福祉課、高齢者支援課に確認。 生活保護受給者でも障がい者でもなく、措置入所者であることが判明した。自力での生活が困難であるからの措置入所であるので、仕事をすることになるとその前提を失い、施設を出なければならない。 説明すると、それならば施設を出ることも考える、というので高齢者支援課で説明してもらうこととした。	健康福祉部	高齢者支援課	要望	健康に暮らせる	高齢者福祉の充実	説明
広聴広報課(来室)	男	70代	城西	成年後見人	福祉	北九州市役所から、北九州市に住む姉の夫について、成年後見人を市役所が申立人になって選任する手続きをするので、親族に意思の確認をする、という郵便が届いた。姉はもう十年以上前に亡くなっており、それ以来会っていない。 妻にも同じ郵便が届き、他の兄弟にも届いているようである。 この義理の兄には子供が2人いるのだが、手続きをすることに同意することで、例えば亡くなったときの葬儀費用を出さなければいけないとか、そのようなことになるのではないかと心配している。	おそらくその方は認知症などで判断能力が十分でなく、また一人暮らしで、お子さんとも連絡が取れないなどで、申し立てができなく、市が申立人になり成年後見人を選任するものだと思います。 施設入所の手続きや金銭の管理などができなく、不利益を受けないためにも必要であると市が判断したものではないかと思えます。 文書にもありますが、2親等以内の親族には意思の確認をしているとありますが、奥さんにも出したことは、よくわかりませんので、担当者に電話をして確認をしていただきたい。 同意したからといって同意した人に不利益があるものではありませんが、ご心配であれば、それをご確認ください。	健康福祉部	高齢者支援課	質問	健康に暮らせる	高齢者福祉の充実	説明
広聴広報課(電話)		70代	土器	要望	医療介護	夫に代わって電話している。夫は92歳になり、要支援2の判定をもらっている。市へお伝えしたいことがあるので電話して欲しいと言われた。 自宅に訪問し、いろいろ話を聞いて欲しいと何度も言うが、それは難しいと言っても納得しない。どうすればいいか。	要支援2のため、包括支援センター職員で対応できるかどうか確認した。 担当に確認すると、以前電動車いすの要望をいただいた方だと確認できた。難聴のため、電動車いすの使用は危険と判断し、断わった経緯がある。 そのことかもしれないが7月に様子を伺いに訪問すると回答した。	健康福祉部	高齢者支援課	要望	健康に暮らせる	高齢者福祉の充実	説明